

令和6年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、特に、年収200万円以下の労働者は、道内でも39.6万人と、給与所得者の23.3%に達しています。また、2023年に引き上げた40円で、道内の常用労働者216万人（内パート労働者64.7万人）のうち、48万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第2条では、労働条件の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

令和5年8月31日に開催された第21回新しい資本主義実現会議において、2030年代半ばまでに、全国加重平均が1,500円となることを目指していくと述べられました。

最低賃金の引上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会におかれましては、令和6年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望いたします。

記

- 1 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 賃上げの原資確保のため、公正取引を促すパートナーシップ構築宣言の宣言企業拡大を進めると同時に、中小企業に対する賃上げしやすい環境整備、支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を国へ対し、要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫 小 牧 市 議 会

【提出先】 北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長